

全規制をデジタル前提に

対面・書面、原則認めず

政府が計画案 実現には壁高く

政府はデジタル社会の実現に向けて書面の提出や対面、目視を義務付ける規制や制度を原則廃止する。デジタルの活用を前提として来春までにどう改めるかについて方向性をまとめる。所管官庁や関連団体の反対も予想され、実現は難航が避けられない。（関連記事を社会面に）

政府が15日、自民党デジタル社会推進本部でデジタル社会の実現に必要な施策を記した重点計画の案を示した。与党との調整を経て年内の閣議決定をめざす。

柱の一つが「デジタル原則」で、政府がめざすデジタル社会のルールや

デジタル化の5原則	
デジタル完結・自動化	機動的で柔軟なガバナンス
官民連携	相互運用性の確保
共通基盤の利用	

「デジタル完結」は対面や紙といったアナログな手続きを、法律や各種省令などから排除することを目標とする。例えば、雇用保険法が定めるハローワークでの失業認定は本人確認のため失業者が

行政の仕組みのあり方に
関する共通指針となる。
①デジタル完結・自動化
②機動的で柔軟なガバナ
ンス③官民連携の相互運
用性④共通基盤の利用①
の5項目からなる。

11月のデジタル臨時行
政調査会(デジタル臨調)
の初会合で岸田文雄首相
がとりまとめを指示して
いた。

「デジタル完結」は対
面や紙といったアナログ
な手続きを、法律や各種
省令などから排除するこ
とを目標とする。例えば、
雇用保険法が定めるハロ
ーワークでの失業認定は
本人確認のため失業者が

実際に向ういて認定を受
ける必要がある。
建設業法や食品衛生法
では、工事現場や店舗に
特定の資格を持った人の
配置を義務づけるルール
がある。目視など手段を
限定して機器のメンテナ
ンスを義務づける規則も
ある。

デジタル庁はこれらに
ついてオンラインの活用
や自動化を可能にすれ
ば、生産性の向上や業務
の効率化につながると思
える。工事現場の例でい
えば、ドローンやカメラ、
赤外線センサーを使う案
が想定される。

新しく作る法律でも対
面や紙による手続きを原
則として取り除く仕組み
の導入をめざす。重点計
画案には「新規法令のデ
ジタル原則への適合性の
確認プロセス・手法を検
討する」と明記した。

各種法案がデジタル原
則に反していないかを事
前審査する組織としてデ
ジタル庁に「デジタル法
制局」の設置を検討する。
過剰な「安全第一主義」
をやめてリスクの度合い
に見合った合理的な規制
作りも考える。頻繁なソ
フトウェア更新が必要な
自動運転車や医療機器の
システムについて「一つ
つ許可を得なくてもいい
よう柔軟に対応する」。

まず既存の法律や省
令、通達などのルールを
総点検し、法改正の必要
がなくて済むように変更
できるものは2022年1月
から順次改める。来春ま
だに規制や制度の改革の
方向性をとりまとめる。法
改正が必要な手続きは一
括法による改正を視野に
入れる。

例えば安全上の理由な
どで、どうしても目視や
点検といった手続きが必
要なときは、所管官庁が
その理由をデジタル法制
局に説明しなければなら
ない仕組みとする。

政府が参考にするのは
デンマークだ。18年から
デジタル原則に基づく法

律だけを制定できるように
するルールを作った。
同国の原則は安全で安心
なデータの扱いや不正防
止などを定める。

対面・書面の原則廃止
はハードルが高い。対面
や常駐に絡む規制や制度
を改めた場合、車検制度
など安全性や検査関連産
業に関わる人たちの仕事
に影響が出る可能性がある。
所管官庁や関連団体
との調整は簡単ではな
い。

オンライン診療を巡っ
ては厚生労働省が11月
末、初診時は「直接の対
面」が原則だった従来方
針の改定を決めた。オン
ラインでの初診を恒久的
に認め、患者とすでに接
点がある「かかりつけの
医師」以外でも条件つき
で容認することにした。

100以上の学会が加
盟する日本医学会連合は
「問診と動画で診断を確
定できる疾患はほぼな
い」と提言しており、普
及は見通せない。報酬が
対面に比べて低いのも障
壁とされる。

新しい法律についてデ
ジタル原則との適合性を
事前審査するデジタル法
制局の設置は立法プロセ
スへの影響もある。現在、
法案を審査する機関は内
閣法制局がある。内閣法
制局は現行法や過去の判
例、立法の目的などとの
整合性を審査する。

デジタル庁はデジタル
法制局との役割分担は可
能とみる。機能の重複や
立法プロセスの複雑化を
どう避けるかは課題にな
る。

デジタル原則に基づく法
律だけを制定できるように
するルールを作った。
同国の原則は安全で安心
なデータの扱いや不正防
止などを定める。

デジタル原則への適合性の
確認プロセス・手法を検
討する」と明記した。

各種法案がデジタル原
則に反していないかを事
前審査する組織としてデ
ジタル庁に「デジタル法
制局」の設置を検討する。
過剰な「安全第一主義」
をやめてリスクの度合い
に見合った合理的な規制
作りも考える。頻繁なソ
フトウェア更新が必要な
自動運転車や医療機器の
システムについて「一つ
つ許可を得なくてもいい
よう柔軟に対応する」。

まず既存の法律や省
令、通達などのルールを
総点検し、法改正の必要
がなくて済むように変更
できるものは2022年1月
から順次改める。来春ま
だに規制や制度の改革の
方向性をとりまとめる。法
改正が必要な手続きは一
括法による改正を視野に
入れる。

例えば安全上の理由な
どで、どうしても目視や
点検といった手続きが必
要なときは、所管官庁が
その理由をデジタル法制
局に説明しなければなら
ない仕組みとする。

政府が参考にするのは
デンマークだ。18年から
デジタル原則に基づく法

デジタル化に対応した規制や制度の見直し案

1 対面・書面 <ul style="list-style-type: none"> ハローワークでの失業認定 契約や遺言といった公正証書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン面接、電子署名の許可
2 目視・定期点検 <ul style="list-style-type: none"> 建造物の目視や打音の点検 車検制度の手続きや基準 	<ul style="list-style-type: none"> 高精度カメラ、ドローン、赤外線センサーによる情報収集 人工知能(AI)での画像認識
3 常駐 <ul style="list-style-type: none"> 工事現場や店舗に特定の資格を持った人の配置を義務づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ネットでの事業展開を許容 衛星ライトオフィスの活用
4 画一的な事前規制 <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転の安全ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> あつてはならない事故などを決める具体的な事業者に委ねる